

# 訪問看護ステーション天竜運営規程 (医療保険)

## (事業の目的)

第1条 医療法人弘遠会が開設する訪問看護ステーション天竜（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定老人訪問看護及び指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 ステーションは事業の実施に当たって、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供をする。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在は、次の通りとする。

- (1) 主たる事業所 名 称 訪問看護ステーション天竜  
所在地 浜松市天竜区二俣町二俣 2396-56
- (2) 従たる事業所：名 称 訪問看護ステーション天竜サテライト  
所在地 浜松市天竜区二俣町二俣 1569-28

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管 理 者 (1名)  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する
- (2) 訪問看護師 (2.5名以上)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリテーション職員 (1名以上)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- (4) 事 務 職 員 (1名常勤専従)  
必要な事務を行う

## (営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人弘遠会職員就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日夜間体制 電話等により常時連絡が可能でかつ、必要時に緊急訪問の出来る体制をとる。

(利用時間及び利用回数)

第7条 訪問看護の実施時間は1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とするものとする。

- 2 利用者による訪問看護の利用回数は1週3回を上限とする。  
ただし、末期の悪性腫瘍及び厚生大臣が定める疾病等の利用者については、その限りではない。  
また、利用者の急性増悪、末期がん以外の終末期等により、主治医から、一時的に週4回以上の頻回の訪問看護が必要である旨、特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付から14日以内は14日を限度として訪問看護ができる。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者は主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または、家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、かかりつけの医師に指示書の交付を求めるようにする。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 床ずれ予防、処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換、管理
- (8) その他医師の指示による診療補助

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療受給対象者である利用者と、その他の利用者からは、医療保険各法に基づき本人負担分を徴収するものとする。

- 2 日常生活上必要な物品 実費
- 3 死後の処置料 10,000円
- 4 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、基本料金ならびにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その趣旨の理解を得ることとする。
- 5 利用料（基本利用料を除く）、交通費に付いて、支払困難と管理者が認めた場合は、

減額、または免除することができる。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上、知り得た秘密を保持する。
  - 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し訪問看護完結の日から3年間保管しなければならない。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人弘遠会が定めるものとする。

(苦情処理)

- 第13条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第14条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
  - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
  - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 4 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 5 4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者利用者の家族等高齢者を（現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第16条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 ステーションはやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、

身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防の取り組み)

- 第 18 条 事業所は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、研修及び訓練の実施等必要の措置を講じる。

附則

- この規程は、平成 9 年 1 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 4 年 9 月 2 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。